

2019 年度

3 級 F P 技能検定試験対応 制度改正資料

ライフプランニングと資金計画
金融資産運用
タックスプランニング
相続・事業承継

2019 年 4 月 1 日現在で適用されている法令等に基づいて作成した制度改正資料です。
F P 試験において押さえておきたい主な内容を掲載していますのでご確認ください。
なお、**該当ページ**には、2018 年度用 3 級テキストまたは対策問題集の該当ページを記載
しています。

山田コンサルティンググループ株式会社

<ライフプランニングと資金計画>

1. 国民年金保険料が改正されました。

2019（平成 31）年度の国民年金保険料は次のとおりです。

国民年金保険料	月額 16,410 円
---------	-------------

該当ページ P47（テキスト）

2. 老齢基礎年金の額（満額）が改正されました。

2019（平成 31）年度の老齢基礎年金の額（満額）は次のとおりです。

老齢基礎年金の額（満額）	780,100 円
--------------	-----------

該当ページ P51（テキスト）、P12（対策問題集）

3. 在職老齢年金の支給停止基準額が変更されました。

2019（平成 31）年度の在職老齢年金の支給停止基準額は次のとおりです。

60 歳台 前半	総報酬月額相当額 +	28 万円以下→減額なし（全額支給）
		28 万円超→年金の減額または支給停止
60 歳台 後半	基本月額	47 万円以下→減額なし（全額支給）
		47 万円超→年金の減額または支給停止

該当ページ P60（テキスト）

4. 障害基礎年金の額が改正されました。

2019（平成 31）年度の障害基礎年金の額は次のとおりです。

障害等級 1 級	975,125 円
障害等級 2 級	780,100 円
子の加算 (1 級・2 級共通)	2 人目までは 1 人につき 224,500 円 3 人目以降は 1 人につき 74,800 円

該当ページ P65（テキスト）

5. 遺族基礎年金の額が改正されました。

2019（平成 31）年度の遺族基礎年金の額は次のとおりです。

遺族基礎年金の額	780,100 円
子の加算	2 人目までは 1 人につき 224,500 円 3 人目以降は 1 人につき 74,800 円

該当ページ P67（テキスト）、P16（対策問題集）

6. 全国国民年金基金が設立されました。

2019（平成 31）年 4 月に各都道府県にある 47 の地域型国民年金基金と、職業ごとにある 22 の職能型国民年金基金が合併し、「全国国民年金基金」となりました。なお、一部の職能型国民年金基金については全国国民年金基金とは合併せず、従来どおり各国民年金基金として事業運営を継続します。

該当ページ P76（テキスト）

<金融資産運用設計>

1. ゆうちょ銀行の預入限度額が変更されました。

2019 年 4 月 1 日より、ゆうちょ銀行の預入限度額が変更されました。

商品名	変更前の預入限度額	変更後の預入限度額
通常貯金	合わせて 1,300 万円	1,300 万円
定期性貯金		1,300 万円

該当ページ P157（テキスト）

<タックスプランニング>

1. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例が創設されます。

個人が、その対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である住宅を取得等し、2019年10月1日～2020年12月31日までの間にその者の居住の用に供する場合、1年目以降の3年間において、「建物購入価格（消費税抜価額）※の2%を3等分した額」と「10年目までの仕組みと同じ方法で計算した額」のいずれか少ない額を控除することができます（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例）。

※4,000万円（認定長期優良住宅等は5,000万円）が上限

該当ページ P264（テキスト）

2. 被相続人の居住用財産（空き家）に係る譲渡所得の特別控除の特例が見直されました。

空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例が2023年12月31日まで延長されるとともに、「被相続人が介護保険法に規定する要介護認定等を受け、かつ、相続開始直前まで老人ホーム等に入所していたことにより、居住の用に供さなくなった家屋等の譲渡であること」等の要件のもと、被相続人が老人ホーム等に入所したことにより居住の用に供さなくなった家屋または敷地の譲渡についても適用を受けることができることとされました。

該当ページ P326（テキスト）

<相続・事業承継>

1. 自筆証書遺言の作成に係る要件が緩和されました。

自筆証書遺言については、「遺言の全文」「日付」「氏名」は必ず自分で書かなければなりません。2019（平成31）年1月13日以後に作成する自筆証書遺言については、パソコンなどで作成した目録を添付したり、銀行通帳のコピーや不動産の登記事項証明書などを目録として添付したりすることができるようになりました。ただし、財産目録のすべてのページに署名押印をしなければなりません。

該当ページ P349（テキスト）、P68（対策問題集）

2. 「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」が見直されました。

(1) 適用期限の延長

適用期限が2021（令和3）年3月31日まで延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	2019（平成31）年3月31日まで	2021（令和3）年3月31日まで

該当ページ P370（テキスト）

(2) 受贈者の所得金額要件の新設

受贈者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であることが適用要件に加わりました。

該当ページ P370（テキスト）

3. 「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」が見直されました。

(1) 適用期限の延長

適用期限が2021（令和3）年3月31日まで延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	2019（平成31）年3月31日まで	2021（令和3）年3月31日まで

該当ページ P370（テキスト）

(2) 受贈者の所得金額要件の新設

受贈者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であることが適用要件に加わりました。

該当ページ P370（テキスト）

2019 年度

3 級 F P 技能検定試験対応

制度改正資料

2019 年 6 月 21 日発行

制作・著作・発行

山田コンサルティンググループ株式会社

無断複写・複製・頒布を禁じます。